

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和8年5月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

(1) 業務名

岡山県地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額（見積上限額）

6,996,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「4 研修業務」に登録があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部子ども未来課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7348

FAX：086-226-7902

E-mail:kosodate@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、「企画提案参加資格確認申請書」(様式第1号)を次のとおり提出しなければならない。また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 募集公告等の配布期間、配布場所

①配布期間

令和8年5月25日(月)から令和8年6月5日(金)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとする。

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県子ども未来課のホームページからダウンロードすることができる。[\(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/\)](https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/)

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年5月25日(月)から令和8年6月5日(金)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとする。

②提出書類

企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)

③提出場所

上記3の場所に同じ

④提出方法

持参、郵送又は電子メール

ただし、郵送による場合は提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 企画提案参加資格要件の審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

①質問書の受付期間

令和8年5月25日(月)から令和8年6月5日(金)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとする。

②質問方法

「仕様書に対する質問・回答書」(様式第2号)をFAX又は電子メールの添付ファイルとして送信する。電子メールで送信する際の件名は、「地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務質問書(社名)」とすること。なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

③宛先

上記3の場所に同じ。

様式第2号送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。確認電話は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

④回答

本公告を掲載した岡山県子ども・福祉部子ども未来課のホームページに回答を掲載する。ただし、本提案に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答するこ

と又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、回答方法を変更する場合がある。

6 提案書等の提出

企画提案に参加する者は、次の場所へ直接持参、電子メール又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水） 午後5時

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出書類

①提案書（様式第3号）

②企画提案書

※別紙「審査基準」の【企画提案書作成上の注意】を参照して作成すること。

③見積書（任意様式）

・提案内容に基づき業務を実施した場合に必要な経費の見積額について、内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(4) 提出部数

<提出方法が持参又は郵送の場合>

・提案書（様式第3号）（正本1部、副本3部）

・企画提案書（正本1部、副本3部）

・見積書（正本1部、副本3部）

<提出方法が電子メールの場合>

・提案書（様式第3号）（正本データ（PDF））

・企画提案書（正本データ（PDF））

・見積書（正本データ（PDF））

※見積書について、次の①及び②の記載があるものは、代表者の押印省略を可能とし、電子ファイル（PDF ファイル）による電子メールでの提出が可能である。

①発行責任者の氏名及び連絡先

②担当者の氏名及び連絡先

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 選定方法

提案書等の審査は、県が別に定める構成員により組織された選定委員会において行う。審査に当たっては、別紙「審査基準」に基づき、各選定委員が書類審査により企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。

(2) 選定における留意事項

・提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、別途県が定める審査要領の選定条件を満たす場合、当該提案者を委託候補者とする。

・提案者がいない場合、再度、募集を行う。

(3) 選定結果の通知及び公表

上記（1）により選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知するとともに、岡山県子ども・福祉部子ども未来課ホームページにおいてその旨を公表する。また、委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなか

った旨を書面により通知する。なお、選定委員会は非公開とし、審査の経緯や内容等についての問い合わせには応じない。

(4) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(5) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

8 その他

- (1) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
- (9) 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。